

様式第3号 (下請工事がある場合)

施工体制細目チェック表

1 工事概要		発注番号	
工事名			
元請負業者名			請負金額 円
工期	監理技術者名		
主任技術者名	専門技術者名	現場代理人名	
一次下請負業者名			一次下請負総額 円
元請の実質割合(元請契約額-一次下請契約額計)/元請契約額×100%			
一次下請の主たる施工部分(最大工事費の工種)			
二次下請負業者名			二次下請負総額 円
一次下請の実質割合(一次下請契約額-二次下請契約額計)/一次下請契約額×100%			
二次下請の主たる施工部分(最大工事費の工種)			

2 工事着工前の点検項目		確認年月日	
目的	点検項目	確認	確認
		○: 全ての工事が対象 △: 下請契約の合計金額が4,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上の工事が対象 ▲: 契約金額が4,000万円(建築一式工事は8,000万円)以上の工事が対象	
施工体制の把握	選任通知	○ 選任通知書が提出されたか。 ○ 技術者及び現場代理人が他の工事と重複していないか。(JCISの技術者検索システムで確認)	YES ・ NO
	下請内容・金額	○ 内容・金額を設計と比較し適正であると認められるか。	YES ・ NO
	①監理技術者資格者証の把握	△ 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了書」の両方を現地で携帯しているか。	YES ・ NO
		△ 資格者証の会社名、建設業の種類及び講習修了書の期限は有効か。	YES ・ NO
		△ 資格者証は裏書きで変更事項がないか。	YES ・ NO
		△ 監理技術者の資格者要件に疑義はないか。また、疑義がある場合の内容(所属・資格・有効期限・その他)	内容
	②同一性の把握	○ 施工体制台帳に記載の技術者等同一人物か。	YES ・ NO
		○ 請負契約に基づく届出の技術者等同一人物か。	YES ・ NO
	⑧コリンズ(CORINS)	○ 登録前に監督員の確認を受け、期限内に登録されているか。	YES ・ NO

3 工事施工中1回の点検項目		確認年月日	年 月 日
目的	点検項目	点検内容	確認
その他	⑨建設業許可の標識掲示	○ 元請の建設業許可を受けた事を示す標識が公衆の見やすい場所に掲示してあるか。掲示していない場合はその内容を確認する。	YES ・ NO
	⑩建退共に関する掲示	○ 建退共制度に関する掲示が現場の見やすい場所に掲示されているか。	YES ・ NO
	⑪労災保険に関する掲示	○ 労災保険に関する掲示が現場の見やすい場所に掲示されているか。	YES ・ NO
	⑫再下請通知書を提出すべき旨の掲示	○ 下請負人が再下請を行う場合に再下請負通知書を元請人に提出すべき旨の掲示を行っているか。	YES ・ NO

【工事着手前の点検項目】の補足

※施工体制台帳は、原則、工事着手前に確認を行う(監理技術者が必要かどうかの判断のため)が、工事内容の変更等により新たに一部下請が発生した場合は、その都度(下請負の業者が作業を行う前に)確認を行う。

確認欄

調査月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
所属長						
次長						
担当課長						
担当リーダー						
総括監督員						
主任監督員						
契約担当						
監視員						

調査月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
所属長						
次長						
担当課長						
担当リーダー						
総括監督員						
主任監督員						
契約担当						
監視員						

※契約担当の確認は施工体制台帳初回点検月のみとする。

4 施工中概ね月1回以上の点検項目(元請負用)

目的	点検項目	点検内容	確認												
			1月日	2月日	3月日	4月日	5月日	6月日	7月日	8月日	9月日	10月日	11月日	12月日	
技術者等の専任等の点検	③専任及び常駐の把握	○ 技術者が専任で従事しているか。現場代理人が現場に常駐しているか。	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	
		○ 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐は実質的な関与をしているか。※3	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO
	②同一性の把握	○ 技術者及び現場代理人が他の工事と重複していないか。(JCISの技術者検索システムで確認)	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO
		▲ 技術者等の変更があった場合、手続きは適正か。また、技術者の変更の場合、直接的かつ3ヶ月以上の恒常的な雇用関係があるか。※2	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO
施工体制の点検	④施工体制台帳の把握	○ 施工体制台帳は現場に備え付けられているか。	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	
		○ 適正化法に基づき提出された台帳と同一のものか。	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	
		○ 施工体制台帳に必要事項の記入があるか。※1	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	
		○ 施工体制台帳に下請契約書(写し)が添付されているか。	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	
		○ 下請金額が確認できるか。	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	
	⑤施工体系図の把握	○ 施工体系図は現場の関係者及び公衆の見やすい場所に掲示されているか。	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	
		○ 施工体系図に記載のない業者が作業していないか。	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	
	⑥作業員名簿の把握	○ 作業員名簿に必要事項の記入があるか。※1	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	
		⑦施工体制の把握(重点調査対象及び一括下請の疑義工事抽出)	a 請負金額が一定以上でかつ、主たる部分を実施する(最大契約額)の一次下請負人が元請契約額の過半を占めているか。	YES・NO											
	b 同業種の等級上位又は同位の会社が一次下請にあるか。		YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	
	c 工区分割された同時期の隣接工事に同一会社が一次下請等に存在しているか。		YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	
	d 低入札価格調査対象となった工事であるか。		YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	
	e その他、点検の必要性が認められた工事であるか。		YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	
○ 上記、a～eにおいて、1項目でも「YES」があるか。(ある場合は、5重点調査、施工中概ね月1回以上の点検項目(元請負用)及び、6重点調査、施工中概ね月1回以上の点検項目(下請負用)の点検を行う。	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO		

重点調査に該当しない場合は、「5.重点調査(元請負用)」「6.重点調査(下請負用)」「7.重点調査の結果」様式は出力しなくても良い。

※1. 必要事項の詳細については、『(別紙1)施工体制台帳の写しのチェックポイント』参照。

※2. 直接的かつ恒常的な雇用関係については、『(別紙2)技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係についての確認方法』参照。

※3. 実質的な関与については、『(別紙3)技術者の実質的な関与についての確認方法』参照。

5 重点調査、施工中概ね月1回以上の点検項目(元請負用)

目的	点検項目	点検内容	確 認 (判定方法は、元請が実施している場合○、元請と下請で共同で実施している場合△、 一次下請が実施している場合×、判定不能・対象外の場合ー)											
			1月 日	2月 日	3月 日	4月 日	5月 日	6月 日	7月 日	8月 日	9月 日	10月 日	11月 日	12月 日
			元請負の実 質関与の点 検	施工体制の 把握(一括下 請負の確認)	a 元請会社に所属している技術者の専任が認められるか。(施工計画書に記載された技術者の所属。専任状況)	○・×・ー								
	b 請負契約書に基づく協議・報告事項、設計変更協議等の打ち合わせを主体的に実施しているか。(協議簿や打ち合わせ簿等)	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー
	c 工事施工に関する具体的内容の住民説明を行っているか。また、住民等からの苦情等について、的確に対応しているか。(日報。住民からの苦情の内容等)	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー
	d 労働安全衛生法、環境法令等に定められた官公庁への届け出等を行い、履行しているか。また、工事施工上必要な道路管理者、交通管理者等への申請、協議を実施しているか。(申請書等の内容等)	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー
	e 近隣工事との調整を的確に実施しているか。	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー
	f 契約図書の内容を的確に把握しているか(契約図書の照査。施工計画(工程計画、安全管理、品質計画等)の立案。必要となった修正を的確に実施しているか等)	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー
	g 工事全体を把握し、工事の手順・段取りを適切に調整・指揮しているか。(工程変更を余儀なくされた時に適切に対応。災害防止のための臨機の措置や施工計画に対して変更が生じた場合、施工計画の見直しなどを適格に実施しているか等)	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー
	h 品質確保の体制を整備しているか。(所定の検査・試験を実施し、その結果を適切に保存しているか。不具合等の発生時に適切な対策を実施しているか。出来形報告書類、品質記録書類、写真等を作成しているか等)	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー
	i 下請施工の分の完成検査を実施しているか。(検査時にヒアリングを実施しているか等)	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー
	j 安全確保に責任ある体制を確保し、その結果を保存しているか。(各種ハットロールや日報の作成。設備、機械、安全施設、安全行動等の点検記録。労働者の安全教育、下請負業者の安全指導を実施しているか等)	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー
	k 施工場所、施工取り合い部分、仮設物の使用等について調整指導を行っているか。(施工上の留意点、技術的内容について具体的指導。施工体制台帳、体系図の整備。下請負の事故や苦情を適格に処理しているか等)	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー
	上記a~kの全項目において、△又は×の場合、一括下請負の疑義が認められるか。 ※	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO
	一括下請負の疑義が認められた場合、元請負人及び下請負人から意見聴取を行う。(元請負人と主たる部分を施工する一次下請負人等の役割分担の考え方等についての元請負人の意見)	(意見を記載する)	(意見を記載する)	(意見を記載する)	(意見を記載する)	(意見を記載する)	(意見を記載する)	(意見を記載する)	(意見を記載する)	(意見を記載する)	(意見を記載する)	(意見を記載する)	(意見を記載する)	(意見を記載する)
	一括下請負の疑義が認められた場合、元請負人及び下請負人から意見聴取を行う。(元請負人と主たる部分を施工する一次下請負人等の役割分担の考え方等についての一次下請負人の意見)	(意見を記載する)	(意見を記載する)	(意見を記載する)	(意見を記載する)	(意見を記載する)	(意見を記載する)	(意見を記載する)	(意見を記載する)	(意見を記載する)	(意見を記載する)	(意見を記載する)	(意見を記載する)	(意見を記載する)

※「6.重点調査、施工中概ね月1回以上の点検項目(元請負用)」のa~kの全項目において△又は×の場合、「8.下請契約点検」を実施する。

6 重点調査、施工中概ね月1回以上の点検項目(下請負用)

目的	点検項目	点検内容	確 認 (判定方法は、一次下請が実施している場合○、一次下請と二次下請で共同で実施している場合△、二次下請が実施している場合×、判定不能・対象外の場合ー)											
			1月 日	2月 日	3月 日	4月 日	5月 日	6月 日	7月 日	8月 日	9月 日	10月 日	11月 日	12月 日
一次請負の実質関与の点検	施工体制の把握(一括下請負の確認)	a 請負工事の主たる部分において、下位下請(再下請)業者が過半を占めるか。	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO
		b 同業種の等級上位又は同位の会社が一次下請にあるか。	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO
		c その他、点検の必要性を認めた工事。 上記、a～cにおいて、1項目でも「YES」があるか。(ある場合以下へ。判定方法は、一次下請が実施している場合○、一次下請と二次下請で共同で実施している場合△、二次下請が実施している場合×、判定不能・対象外の場合ー)	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO
		a 技術者の専任が認められる(技術者の専任が必要な場合)	○・×・ー	○・×・ー	○・×・ー	○・×・ー	○・×・ー	○・×・ー	○・×・ー	○・×・ー	○・×・ー	○・×・ー	○・×・ー	○・×・ー
		b 工程管理において、工事全体を把握し、工事の手順・段取りを適切に調整・指揮を行っているか。	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー
		c 出来形・品質確保の体制が整備されているか。また、検査・試験結果を適切に保存しているか。(不具合等の発生時に適切な対策を実施しているか等)	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー
		d 二次下請業者に対し施工調整及び指導監督を行っているか。(施工上の留意点、技術的内容等について具体的指導を行っているか等)	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー	○・△・×・ー
		上記、a～dにおいて、全項目において、△又は×の場合、一括下請負の疑義が認められるか。 ※	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO
		一括下請負の疑義が認められた場合、一次下請負人及び二次下請負人から意見聴取を行う。(一次下請負人と主たる部分を施工する二次下請負人等の役割分担の考え方等についての一次下請負人の意見)	(意見を記載する)	(意見を記載する)	(意見を記載する)	(意見を記載する)	(意見を記載する)	(意見を記載する)	(意見を記載する)	(意見を記載する)	(意見を記載する)	(意見を記載する)	(意見を記載する)	(意見を記載する)
		一括下請負が認められた場合、一次下請負人及び二次下請負人から意見聴取を行う。(一次下請負人と主たる部分を施工する二次下請負人等の役割分担の考え方等についての二次下請負人の意見)	(意見を記載する)	(意見を記載する)	(意見を記載する)	(意見を記載する)	(意見を記載する)	(意見を記載する)	(意見を記載する)	(意見を記載する)	(意見を記載する)	(意見を記載する)	(意見を記載する)	(意見を記載する)

7 重点調査の結果(5及び6の結果)

目的	点検項目	点検内容	確 認											
			月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
実質関与の判断	検査結果の取り扱い	5及び6の重点点検結果より一括下請負の疑いがあるとして必要な措置の実施(①文書による改善を実施、②継続調査、③不要)	①・②・③	①・②・③	①・②・③	①・②・③	①・②・③	①・②・③	①・②・③	①・②・③	①・②・③	①・②・③	①・②・③	①・②・③

※「6.重点調査、施工中概ね月1回以上の点検項目(下請負用)」のa～dの全項目において△又は×の場合、「8.下請契約点検」を実施する。





## （別紙１） 施工体制台帳の写しのチェックポイント

チェックポイント	備考
(1) 施工体制台帳に必要事項が書き込まれているか（建設業法施行規則第14条の2）。	
項目	備考
・作成建設業者が許可を受けた建設業の種類	
・建設工事の名称、内容及び工期	
・健康保険法第四十八条の規定による被保険者の資格の取得の届出、厚生年金保険法第二十七条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び雇用保険法第七条の規定による被保険者となったことの届出の状況	
・発注者と請負契約を締結した年月日、当該発注者の商号、名称又は氏名及び住所並びに当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地	
・発注者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限、当該監督員の行為についての作成建設業者の発注者に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された作成建設業者への通知書の写し）	
・主任技術者又は監理技術者の氏名、その者が有する主任技術者資格又は監理技術者資格及びその者が専任の主任技術者又は監理技術者であるか否かの別	配置予定技術者と同一人物であるか確認。
・作成建設業者が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限、当該現場代理人の行為についての発注者の作成建設業者に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された発注者への通知書の写し）	
・法第二十六条第三項ただし書の規定により監理技術者の行うべき法第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者を置くときは、その者の氏名及びその者が有する監理技術者補佐資格	
・主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置くときは、その者の氏名、管理をつかさどる工事内容及びその者が有する主任技術者資格	
・建設工事に従事する者に関する次に掲げる事項（建設工事に従事する者が希望しない場合においては、（6）に掲げるものを除く。） (1) 氏名、生年月日及び年齢 (2) 職種 (3) 健康保険法又は国民保健法による医療保険、国民年金法又は厚生年金保険法による年金及び雇用保険法による雇用保険の加入等の状況 (4) 中小企業退職金共済法第二条第七項に規定する被共済者に該当する者であるか否かの別 (5) 安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容 (6) 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格	
・一号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況	
・下請負人の商号又は名称及び住所、許可番号及び請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類、健康保険等の加入状況	
・全ての下請負人の請け負った工事の名称、内容及び工期	

<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての下請負人が注文者と下請契約を締結した年月日</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・作成建設業者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限、当該監督員の行為についての下請負人の作成建設業者に対する意見の申出方法（またはその内容を記載した下請負人に対する通知書の写し）</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・下請負人が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限、当該現場代理人の行為について作成建設業者の下請負人に対する意見の申出方法（またはその内容を記載した作成建設業者への通知書の写し）</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・下請負人が置く主任技術者の氏名、その者の有する主任技術者資格及びその者が専任か否かの別</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・下請負人が、主任技術者以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置く場合は、当該者の氏名、その者がつかさどる工事の内容及びその者が有する主任技術者資格</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・1次下請負契約を締結した作成建設業者の営業所の名称及び所在地</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設工事に従事する者に関する次に掲げる事項（建設工事に従事する者が希望しない場合においては、（6）に掲げるものを除く。） <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）氏名、生年月日及び年齢</li> <li>（2）職種</li> <li>（3）健康保険法又は国民保健法による医療保険、国民年金法又は厚生年金保険法による年金及び雇用保険法による雇用保険の加入等の状況</li> <li>（4）中小企業退職金共済法第二条第七項に規定する被共済者に該当する者であるか否かの別</li> <li>（5）安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容</li> <li>（6）建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格</li> </ul> </li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・下請負人における一号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状況</li> </ul>	

チェックポイント	備考
(2) 施工体制台帳の添付書類は揃っているか (建設業法施行規則第14条の2第2項)	
項目	備考
①2次以下の下請負人を含め、全ての請負契約書の写し (公共工事については2次下請以下も含めた全ての下請業者について請負金額を明記しなければならない。)	
・下請契約書に法第19条にある全ての事項が含まれているか	
①工事内容、②請負代金の額、③工事着手の時期及び工事完成の時期	
④工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容	
⑤請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときはその支払の時期及び方法	下請代金のうち労務費相当部分は、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならない。
⑥当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め	
⑦天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め	
⑧価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更	
⑨工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め	
⑩注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め	
⑪注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期	完成通知を受けてから、検査完了まで20日以内。 引渡しの申し出があった場合はただちに引渡しを受ける。
⑫工事完成後における請負代金の支払いの時期及び方法	元請が支払を受けてから下請負人に支払うまで1月以内。 特定建設業者は、引渡しの申し出があつてから、代金の支払まで50日以内。
⑬工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容	
⑭各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金	
⑮契約に関する紛争の解決方法	
②全ての再下請通知書	
・再下請通知書の必要事項が書き込まれているか。	(施行規則第14条の4)
①下請負人の商号、名称、住所、許可番号	
②下請負人が注文者と締結した工事の名称、請負契約を締結した年月日、注文者の商号、名称	
③再下請負人の商号、名称、住所、許可番号及び請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類、	

健康保険等の加入状況	
④下請負人が再下請負人と締結した請負契約について	請負契約書の写しの添付。
・工事の名称、内容、工期	
・請負契約を締結した年月日	
・下請負人が監督員を置く場合は、その者の氏名、権限、当該監督員の行為についての再下請負人の下請負人に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された再下請負人への通知書の写し）	
・再下請負人が現場代理人を置く場合は、その者の氏名、権限、当該現場代理人の行為についての下請負人の再下請負人に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された下請負人への通知書の写し）	
・再下請負人の置く主任技術者の氏名、その者が有する主任技術者資格及びその者が専任か否かの別	
・再下請負人が主任技術者に加えて専門技術者を置く場合は、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容、その者が有する主任技術者資格	
・再下請負人における一号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状況	
③主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐が主任技術者資格、監理技術者資格又は監理技術者補佐資格を有することの証明書の写し（専任の監理技術者については監理技術者資格者証の写しに限る。）	
④主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し（健康保険被保険者証又は住民税特別徴収税額通知書の写し）	（別紙1）「技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係についての確認方法」を参照。
⑤主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置くときは、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及び直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証するものの写し。	

チェックポイント	備考
（3）元請の施工範囲等を確認（直営施工部分があるか、主たる部分を請け負わせていないか等。）	契約書等から直営施工範囲を確認。直営部分の内容と比し、受注金額から一次下請金額の合計を引いた金額が妥当であるか確認。
（4）上請け、横請けの可能性の確認	下請に地元以外の建設業者（元請が地元の場合）又は、元請負人よりも資本金の多い下請負人がいないか、同規模同業者が下請にいないか確認。
（5）JV工事の場合、共同企業体の運営関係書類の作成状況の確認	代表者、出資比率、責任範囲等の確認。
（6）下請負人の中に無許可業者がいる場合に500万円以上（建築一式工事にあつては1,500万円以上）の下請をさせていないかどうか確認。	契約書により当該施工範囲を確認し、適切かどうか判断。無許可業者か否か不明な場合は許可部局に照会する。

## (別紙2) 技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係についての確認方法

チェックポイント	備考
<p>(1) 直接的な雇用関係にあることの確認</p> <p>監理技術者：以下のいずれかにより確認</p> <p>①監理技術者資格者証の所属建設業者の商号又は名称、又は変更履歴（裏書）</p> <p>②健康保険被保険者証の所属建設業者の商号又は名称</p> <p>③住民税特別徴収税額通知書の所属建設業者の商号又は名称</p> <p>監理技術者補佐：以下のいずれかにより確認</p> <p>①健康保険被保険者証の所属建設業者の商号又は名称</p> <p>②住民税特別徴収税額通知書の所属建設業者の商号又は名称</p> <p>主任技術者：以下のいずれかにより確認</p> <p>①健康保険被保険者証の所属建設業者の商号又は名称</p> <p>②住民税特別徴収税額通知書の所属建設業者の商号又は名称</p>	<p>「直接的な雇用関係」とは、「技術者と企業の間、第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成等）が存在すること」をいい、以下の要件を満たす場合と解す。</p> <p>健康保険被保険者証や市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書によって、所属建設業者との雇用関係が確認できることが必要（在籍出向者、派遣社員は認められない）。</p>
<p>(2) 恒常的な雇用関係にあることの確認</p> <p>監理技術者：以下のいずれかにより確認</p> <p>①監理技術者資格者証の交付年月日、又は変更履歴（裏書）</p> <p>②健康保険被保険者証の交付年月日</p> <p>監理技術者補佐：健康保険被保険者証の交付年月日により確認</p> <p>主任技術者：健康保険被保険者証の交付年月日により確認</p>	<p>「恒常的な雇用関係」とは、①「一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていること」、②「監理技術者等と所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者を工事現場に設置できるとともに、建設業者が組織として有する技術力を、技術者が十分かつ円滑に企業の持つ技術力を活用できること」をいい、特に国、地方公共団体等（注1）が発注する公共工事における専任の監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者については、以下の要件を満たす場合と解す。</p> <p>・所属建設業者から入札の申込のあった日（指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあつては見積書の提出のあった日。）以前に3ヶ月以上の雇用関係にあること。</p> <p>ただし、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織再編に伴う所属建設業者の変更（注2）があつた場合には、変更前の建設業者と3ヶ月以上の雇用関係にある者については、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなす。また、震災等の自然災害の発生又はその恐れにより、最寄りの建設業者により即時に対応することが、その後の被害の発生又は拡大を防止する観点から最も合理的であつて、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、この限りではない。また、また、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、常時雇用されている（＝恒常的な雇用関係にある）ものとみなす。</p>

注1：国、地方公共団体及び公共法人等（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び、首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社）

注2：合併、営業譲渡及び会社分割等の組織変更に伴う所属建設会社の変更については、契約書又は登記簿の謄本等により確認するものとする。

### (別紙3) 技術者の実質的関与についての確認方法

チェックポイント	備考
(1) 発注者との協議において主体的な役割を果たしていることの確認	打合せ時の受け答えから判断。
(2) 住民への説明において主体的な役割を果たしていることの確認	日報や住民からの苦情内容を確認。必要に応じて技術者から聞き取りを行う。
(3) 官公庁等への届出等において主体的な役割を果たしていることの確認	申請書等の内容をもとに技術者から聞き取りを行う。
(4) 近隣工事との調整において主体的な役割を果たしていることの確認	近隣工事との調整状況を技術者から聞き取りを行う。
(5) 施工計画の作成において主体的な役割を果たしていることの確認	施工計画書の確認。施工計画の打合せ時における技術者の受け答えから判断。
(6) 工程管理において主体的な役割を果たしていることの確認	施工計画と実際の工程を比較。工程の変更を余儀なくされたときの対応から判断。
(7) 出来形・品質管理において主体的な役割を果たしていることの確認	出来形報告書類や品質管理書類をもとに技術者から聞き取りを行う。
(8) 完成検査において主体的な役割を果たしていることの確認	下請工事の検査状況について技術者から聞き取りを行う。
(9) 安全管理において主体的な役割を果たしていることの確認	安全パトロールの実施状況等を確認。
(10) 下請業者との施工調整・指導監督において主体的な役割を果たしていることの確認	下請業者からの聞き取りを行う。

(参考) 再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨掲示する書面の文案

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法(昭和24年法律100号)第24条の8第1項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととされています。

この建設工事の下請負人(貴社)は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者(建設業の許可を受けていない者を含みます。)に請け負わせたときは、

- ① 建設業法第24条の8第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4第1項に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、変更の年月日を付記して遅滞なく同様の通知書を提出しなければなりません。
- ② 貴社が他の者に工事を請け負わせた時は、その者に対してこの書面を複写し交付して、「さらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成建設業者に対する①の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成建設業者の商号 ○○建設(株)

再下請負通知書の提出場所 工事現場内

建設ステーション/△△営業所